

平成 24 年第 3 回
城里町議会定例会会議録

平成 24 年 9 月 4 日 開会
平成 24 年 9 月 13 日 閉会

城里町議会

平成24年第3回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 議長あいさつ	8
・ 議員等の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	9
・ 議事日程の報告	9
・ 諸般の報告	9
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 町長あいさつ	10
・ 議案第39号～議案第51号 一括上程、提案理由説明	11
・ 議案第52号～議案第58号 一括上程、提案理由説明	13
・ 監査委員決算審査意見報告	14
・ 質疑	16
・ 決算特別委員会の設置・付託	16
・ 決算特別委員会委員の指名	17
・ 陳情第2号 委員会付託	18
・ 散会の宣告	18
○ 散会	18

会 議 録 第 2 号

○ 日時	19
○ 出席並びに欠席議員	19
○ 説明のため出席した者の職氏名	19
○ 職務のため出席した者の職氏名	20
○ 議事日程	20
○ 本日の会議に付した事件	20
○ 開議	20
・ 議員の出欠	20
・ 開議の宣告	20
・ 議事日程の報告	20
・ 一般質問	21
8番 桐原健一君	21
6番 加藤文夫君	27
3番 三村孝信君	33
1番 菌部 一君	37
・ 散会の宣告	42
○ 散会	42

会 議 録 第 3 号

○ 日時	43
○ 出席並びに欠席議員	43
○ 説明のため出席した者の職氏名	43
○ 職務のため出席した者の職氏名	44
○ 議事日程	44
○ 本日の会議に付した事件	45
○ 開議	46
・ 議員の出欠	46
・ 開議の宣告	46
・ 議事日程の報告	46
・ 議案第39号 質疑	46
・ 議案第40号 質疑	47

・ 議案第41号 質疑	47
・ 議案第42号 質疑	47
・ 議案第43号 質疑	47
・ 議案第44号 質疑	47
・ 議案第45号 質疑	47
・ 議案第46号 質疑	48
・ 議案第47号 質疑	48
・ 議案第48号 質疑	48
・ 議案第49号 質疑	48
・ 議案第50号 質疑	48
・ 議案第51号 質疑	49
・ 議案第52号～議案第58号 委員長報告	49
・ 討論	50
・ 採決	52
・ 陳情第2号 委員長報告、採決	56
・ 日程追加	57
・ 発議第3号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	58
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	59
・ 報告第25号 委員長報告	59
・ 報告第26号 委員長報告	60
・ 報告第27号～報告第29号	61
・ 町長あいさつ	61
・ 議長あいさつ	62
・ 閉会の宣告	62
○ 閉会	62

平成24年城里町告示第82号

平成24年第3回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月27日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成24年9月4日（火）午前10時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成24年第3回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	9月4日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎質疑 ◎議案、陳情委員会付託 ◎散会
2	9月5日	水	休会	決算特別委員会（総務民生）
3	9月6日	木	休会	決算特別委員会（教育産業）
4	9月7日	金	休会	議案調査
5	9月8日	土	休会	議案調査
6	9月9日	日	休会	議案調査
7	9月10日	月	休会	議案調査
8	9月11日	火	本会議	一般質問
9	9月12日	水	休会	議事整理
10	9月13日	木	本会議	◎開議 ◎委員長報告、質疑、討論、採決 ◎陳情、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	菌 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	16 番	小 坏 孝 君

1. 不応招議員

な し

第 1 日 9 月 4 日（火曜日） 本 会 議

平成24年第3回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成24年9月4日 午前10時05分開会

1. 出席議員（14名）

1番	菌部 一君	10番	南條 治君
3番	三村 孝信君	11番	杉山 清君
4番	河原井 大介君	12番	三村 由利子君
6番	加藤 文夫君	13番	小松崎 三夫君
7番	阿久津 則男君	14番	鯉 渕 秀雄君
8番	桐原 健一君	15番	根本 正典君
9番	小林 祥宏君	16番	小 坪 孝君

1. 欠席議員（2名）

2番	余水 紀夫君	5番	関 誠一郎君
----	--------	----	--------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	阿久津 藤 男
副 町	長	小 山 一 夫
教 育	長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員		一 木 邦 彦
総 務 課	長	三 村 主
企 画 財 政 課	長	阿久津 保 巳
税 務 課 長 補 佐		高 堀 義 美
町 民 課	長	吉 田 一
保 險 課	長	茅 根 文 夫
健 康 福 祉 課	長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課	長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課	長	矢 内 勝 浩
下 水 道 課	長	富 田 和 明
会 計 管 理 者（会 計 課 長）		小 林 恵 子
水 道 課	長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長		仲 田 均
教 育 委 員 会 事 務 局 長		川 又 重 光

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	興 野 友 宣

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成24年9月4日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第39号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第40号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第5 議案第41号 公有財産の取得について
- 日程第6 議案第42号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について
- 日程第7 議案第43号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について
- 日程第8 議案第44号 城北地方広域事務組合の解散について
- 日程第9 議案第45号 城北地方広域事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第10 議案第46号 平成24年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第47号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第48号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第49号 平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第50号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第51号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定について

- 日程第17 議案第53号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第54号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第55号 平成23年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第56号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第57号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第23 陳情第2号 教育予算の拡充を求める陳情
- 日程第24 報告第25号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第25 報告第26号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第26 報告第27号 平成23年度城里町一般会計継続費精算報告書
- 日程第27 報告第28号 平成23年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第28 報告第29号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第57号

午前10時05分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

ご起立をお願いします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力大変ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 平成24年第3回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算、決算認定などをご審議いただく重要な会議でございます。

よろしくご審議をお願いするものでございます。

なお、6月から10月まで実施しております「夏の軽装」クール・ビズへの対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いをいたします。

議員等の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。

欠席議員、2番余水紀夫君、5番関 誠一郎君。

なお、石川税務課長が欠席のため、高堀課長補佐が出席をしております。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回城

里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

6月、7月、8月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと存じます。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

14番 鯉 渕 秀 雄 君

15番 根 本 正 典 君

16番 小 塚 孝 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、議会運営委員会を代表いたしましてご報告申し上げます。

去る8月28日に開催しました議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案20件、陳情1件、報告5件、合わせて26件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から9月13日まで10日間とすることに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月13日までの10日間とされるようご提案がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から9月13日までの10日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人3名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） おはようございます。

本定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第3回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしも、昨年同様猛暑により連日暑い日が続き、実りの秋を迎える今日、農作物のできばえが大変心配されるところでございましたが、ここ二、三日前に待望の雨が降り、ほっとしているところでございます。

さて、今期定例会は条例の一部改正等のほか、平成23年度各会計の補正予算や平成23年度7会計の決算認定についてを提案するものでございます。さらには、水戸広域市町村圏事務組合、城北地方広域事務組合の解散についてを提案するものでございます。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

失礼いたしました。

最初のあいさつの中で、本日は平成23年度と言ったそうでございます。24年度に訂正させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。すみませんでした。

-
- 議案第39号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第40号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
 - 議案第41号 公有財産の取得について
 - 議案第42号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について
 - 議案第43号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について
 - 議案第44号 城北地方広域事務組合の解散について
 - 議案第45号 城北地方広域事務組合の解散に伴う財産処分について
 - 議案第46号 平成24年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第47号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第48号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第49号 平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第50号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第51号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第3、議案第39号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第51号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての13議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成24年度第3回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第39号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。古内地区農業集落排水処理区の大字上古内地区、下古内地区の整備が完了し供用区域となるため改正するものです。

次に、議案第40号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてであります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更することについて、地方自治法第291条11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号 公有財産の取得についてであります。城里町商工会がコミュニティセンター城里内に所有する事務所の建物売買契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第42号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散についてであります。昭和48年2月に水戸市など計17市町村を圏域とする水戸地方広域市町村圏事務組合を設立し、圏域高齢者の心身の健康保持を目的とした総合老人保健センターひぬま荘を、昭和49年12月に開設し、管理運営を行ってまいりました。その後、類似した施設の増加や利用者の減少が顕著になるなど、当初の設置目的が達成されたことから、当該施設を返還し、管理運営主体である水戸地方広域市町村圏事務組合を解散することについて、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第43号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分についてであります。地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、水戸地方広域市町村圏事務組合を解散することに伴う財産及び歳計現金の処分について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第44号 城北地方広域事務組合の解散についてであります。城北地方広域事務組合が共同処理する事務のうち常陸大宮市の範囲が御前山地域に限定されており、構成団体間で事務に隔たりがあること及び当組合の起債の償還が平成24年度で終了することから、当組合を解散することについて協議するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第45号 城北地方広域事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。平成25年3月31日をもって、城北地方広域事務組合を解散することに伴い、同組合が所有する財産を処分することについて協議するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第46号 平成24年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,912万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ91億7,849万2,000円とするものです。

歳入では、地方譲与税、地方交付税、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債を追加し、地方特例交付金、国庫支出金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、衛生費、商工費、土木費、教育費及び災害復旧費を追加し、農林水産業費及び公債費を減額するものです。

次に、議案第47号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出そ

れぞれ659万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ25億76万4,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入を追加し、国民健康保険税を減額するものです。

歳出では、保健事業費及び諸支出金を追加し、総務費を減額するものです。

次に、支出勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ245万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,467万3,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、事業費及び施設整備費を追加し、総務費を減額するものです。

次に、議案第48号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,720万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,717万3,000円とするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料を減額し、諸収入及び繰越金を追加するものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、諸支出金を追加するものです。

次に、議案第49号 平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。保健事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,206万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,525万5,000円とするものです。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、地域支援事業費及び諸支出金を追加し、総務費を減額するものです。保険給付費は財源内訳を補正するものです。

次に、議案第50号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,086万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億30万4,000円とするものです。

歳入では、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものです。

次に、議案第51号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ683万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,270万8,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加するものです。

以上、13議案の概要についてご説明いたしました。慎重審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定について

- 議案第53号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
議案第54号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
議案第55号 平成23年度城里町介護保険特別会計決算認定について
議案第56号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
議案第57号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第16、議案第52号より日程第21、議案第57号までの6議案の提案理由の説明を求めます。

失礼いたしました。日程第22、議案第58号までの7議案の提案理由の説明を求めます。
町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） それでは、議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定について、議案第53号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第54号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第55号 平成23年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第56号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第57号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定について、以上、7議案につきまして、決算認定をお願いするものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

監査委員決算審査意見報告

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程第16、議案第52号から日程第22、議案第58号の平成23年度各会計の決算認定につきましては、監査委員の決算審査を経ておりますので、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員一木邦彦君。

〔代表監査委員一木邦彦君登壇〕

○代表監査委員（一木邦彦君） 監査委員を代表いたしまして、平成23年度城里町の各会計の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成23年度城里町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算、基金運用状況書、その他政令で定める書類を審査した結果、各会計とも計数的に正確であり、証書類もよく整備され、適正に処理されております。各基金についても適法に運用されていることを確認いたしました。

まず、決算収支についてであります。財政運営の良否を判断する重要なポイントである実質収支については、一般会計の実質収支額が2億6,655万3,000円で、実質収支比率は3.8%となっており、前年度と比較して3.2%と大幅に上昇しております。

一方、歳出決算においては、一般会計と特別会計を合わせた不用額の合計は、前年度決算より342.1%増の3億1,355万円となっております。本年度の不用額については、前年度より大幅に増加しておりますが、これは常北中学校建設に係る工事請負費の不用額に起因するものであります。科目によっては需用費や役務費等にも多大な不用額が見受けられます。

各事業の予算については、財源不足の中、予算づけされたものであり、今後とも常に業務の執行状況、さらには決算見込みを的確に把握して予算補正を適切に行うなどし、限られた財源の効率的な運用を図り、弾力性のある行政運営を望むものであります。

また、平成23年度の自主財源比率は29.3%で、前年度より0.9%と若干ではありますが上昇しております。しかしながら、一方で、収入未済額は一般会計と特別会計を合わせて、前年度より2,111万9,000円増の5億8,326万1,000円と年々増加しております。特に、一般会計においては2億9,989万6,000円の収入未済額が出ており、3億円に届くような状況であります。さらに、一般会計における収納率は前年度より0.7%低下しております。

未収金対策については、毎年度申し上げているところでありますが、全職員が危機意識を強く持って他の部署との連携を密にし、滞納者には早期に対応し、悪質な滞納者には滞納は絶対に許さないという毅然とした態度で臨み法的措置を講ずるなど、さらに実効性のある収納対策を図って滞納の解消、収納率の向上に引き続き努力するようお願いいたします。

加えて、不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より226万2,000円減少しているものの、2,761万9,000円と不納欠損処分が行われております。不納欠損処分は、納税者等に不公平感をいだかせるだけでなく、自主財源確保の観点からも大変な損失であります。不納欠損に至らぬよう早期の滞納処理に努め、また、執行停止の措置をとるなど、その処分については法令等の趣旨に沿って、引き続き厳正に運用していただきたいと存じます。

自主財源の確保が、今後の地方自治体運営にとって緊要な課題であり、中長期的な財政計画等により持続性のある行政運営を図ることが切望されるものであります。

次に、水道会計においては、水道料金の累積滞納額は1,294万3,000円減少し、8,417万7,000円となっております。また、698万7,000円の不納欠損処分も行われております。公営企業は独立採算制が原則であり、収入未済額の増加は経営圧迫の原因にもなります。水道事業会計においても、収入未済額の解消について全力で対処するとともに、年間給水量及び年間有収量を的確に把握し、供給単価を考慮し、販売損失の抑制に努め、独立採算制を基本とした適正な水道料金体系による企業経営により一層努めていただきたいと存じます。

す。

最後に、国の財政状況についてであります。財務省は国債などの国の借金が平成23年度末時点で過去最大の959兆9,503億円になったと発表しております。また、24年度末時点の予想として1,085兆5,072億円と、初めて1,000兆円を突破すると見込んでおります。景気、雇用が冷え込んでいる中、いまだ東日本大震災による被災復興は道半ばであります。以上のような国の財政事情の中、地方財政にとって厳しい状況が続くことが予想されます。

そうした中、本町においても被災した住民サービスの核となる庁舎の建設が予定されており、真の住民サービスとは何かを常に念頭に置き、住民には安全に安心して生活できる生活環境に一刻も早く戻れるよう努力されることを切望するものであります。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上が平成23年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。町政進展のためなお一層のご努力をお願いするものであります。

質 疑

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

議案第52号から議案第58号の平成23年度城里町7会計決算認定についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定についてに関する質疑を終結いたします。

決算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第52号から議案第58号の7件についてお諮りいたします。

議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例5条の規定により決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、会期中に審査をしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第58号に

については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を、控室においてお願いいたします。

午前10時37分休憩

午前11時02分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会委員の指名

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君を指名申し上げます。

1番 菌部 一君、2番 余水紀夫君、3番 三村孝信君、4番 河原井大介君、5番 関 誠一郎君、6番 加藤文夫君、7番 阿久津則男君、8番 桐原健一君、9番 小林祥宏君、10番 南條治君、11番 杉山 清君、12番 三村由利子君、14番 鯉淵秀雄君、15番 根本正典君、16番 小塚孝君の以上15名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時03分休憩

午前11時04分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に9番小林祥宏君、副委員長に10番南條 治君が選任されましたので、ご報告いたします。

陳情第2号 教育予算の拡充を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第23、陳情第2号 教育予算の拡充を求める陳情書の取り扱いについて、南條議会運営委員長にご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

陳情第2号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第2号の取り扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。よって、陳情第2号教育予算の拡充を求める陳情については、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長の発言のとおり、陳情第2号については教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号については教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす5日から10日までは議案調査のため休会ではありますが、5日から6日までの2日間は決算審査のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いをいたします。

次の会議は8日目の11日午前10時に開会し、通告第1号、8番桐原健一君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに控室にご参集くださるよう、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時06分散会

第 2 日 9 月 1 1 日 (火曜日) 本 会 議

平成24年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成24年9月11日 午前10時03分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	石川清純
町民課長	吉田一
保険課長	茅根文夫
健康福祉課長	田口喜一
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	富田和明
会計管理者(会計課長)	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均

教育委員会事務局 長

川 又 重 光

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
書

仲 田 不 二 雄
所 久 美 子
興 野 友 宣

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成24年9月11日（火曜日）

午前10時03分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時03分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人6名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願いたいと思います。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問しないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、8番桐原健一君の発言を一括答弁方式により許可いたします。

8番桐原健一君。

〔8番桐原健一君登壇〕

○8番（桐原健一君） 8番桐原健一でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、旧古内小学校の活用についてお伺いいたします。

町として、どのような活用を考えているのかということですが、一昨年、平成22年9月の定例会で、廃校となる小学校の活用について質問しました。ケアつきの高齢者住宅など、介護施設を検討してはどうか質問しましたところ、町長から、学校再編後に地域のご意見、ご要望を参考に検討をしていくという答弁でありました。

小学校を再編しまして半年が過ぎました。町として、どのような活用を考えているのか、お聞きしたいと思います。

次に、サービスつき高齢者向け住宅の取り組みをしてはどうかということですが、古内小学校は3階建てであり、小松小学校も3階建てではありますが、古内小学校の場合は、県道水戸茂木線と県道笠間日立線が合流して、非常に交通の便がよいと思います。

2012年度版の高齢社会白書によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人で、高齢化率も23.3%に上がったと言われております。今後、ふえ続ける高齢者世帯のうち、過半数を単身また夫婦世帯がおさめているそうです。単身で暮らす高齢者は、夫婦世帯で暮らすよりも健康面や孤独感、家計面の悩みを抱えている人が多く、地域社会とのかかわりを深めていく取り組みが大きな課題となっております。

現在、サービスつき高齢者向け住宅の登録が伸びています。高齢者が暮らす建物の中で、医療や介護、生活支援サービスなどを受けられる高齢者向け住宅、2011年4月の高齢者住まい法の改正によって、昨年10月からサービスつき高齢者向け住宅の登録制度がスタートしたからだそうです。

バリアフリーなど義務づけ、医療関係者や介護職員らによる安否確認や生活相談を受け

られる住宅は、有料老人ホームなどとは異なり、要介護度に関係なく入居できるのが特徴となっております。

政府は、今後10年間で60万戸を新設し、既に高齢者専用賃貸住宅や高齢者向け有料賃貸住宅などとして整備してきた40万戸と合わせて、100万戸の高齢者向け住宅を整備したい考えだそうです。こうした住宅を整備、新設するため、国は今年度予算に335億円を計上し、1戸当たり100万円を上限に新築費用の10分の1を補助する、改修の場合は3分の1の補助となっております。

本町においても、今後、高齢社会に向けて高齢者向け住宅が必要と思いますので、お聞きしたいと思います。

次に、2番、胃がん撲滅への対策について伺います。

胃がんは、毎年約11万人が発症し、年間5万人が死亡しているそうです。城里町の人口は先月2万972人ということで、もう2倍以上、胃がんで亡くなっているということですね。

近年、ピロリ菌との関係が解明され、胃がんの大きな原因はピロリ菌であることが最近の研究でわかってきました。そこで、ピロリ菌が胃の中にいるかいないかを検査し、もしピロリ菌がいる場合は早期に除菌を行うことが、胃がん撲滅の近道であると言われております。

胃がん検診は、現在、胃レントゲン撮影検査または内視鏡検査により行われていますが、この検査法は煩わしさと苦痛を伴い、胃がんの発見率も余りいいとは言えないと言われております。

茨城県内の胃がん検診の受診率は10%しかありませんが、一方、特定健診、メタボ健診は5割程度の受診率があるそうです。簡単なピロリ菌検査を受けてもらえば、今までの5倍以上の方に胃がん検査を受けてもらうことができるようになり、そして、ピロリ菌の除菌を行えば、胃がん撲滅に大きな効果があると確信いたします。メタボ健診にピロリ菌の検査を導入し、その除菌を徹底することによって、胃がんは相当数減らすことができます。

県内では、牛久市がピロリ菌検査の導入を検討しているそうですが、本町においてもピロリ菌検査を導入してはどうか、お聞きしたいと思います。

次に、5歳児健診について伺います。

2005年4月1日に発達障害者支援法が施行されてから、発達障害支援センターの設置を初め、全国的に体制整備を進めつつありますが、自閉症など発達障害児、発達障害者への対策はまだまだおくれっております。

我が国の発達障害児を育てる親たちは、病院を初め、療育機関や専門家の少なさ、国民の無理解による生きにくさ、将来への不安など、まくらを涙でぬらす人も多くあるそうです。法律施行による恩恵を実感できずに、まだ法律の機能が十分に発揮されているとは言えない現状であります。

発達障害は、早期発見が大事であることから、本町において5歳児健診を導入できないか、伺いたいと思います。また、県内市町村での5歳児健診の導入状況についても、お聞きしたいと思います。

最後に、通学路の安全対策について伺います。

町としてどのような対策を行っているのか。

ことし4月に京都府亀岡市で、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負う事故が起き、その後も、千葉県館山市や愛知県岡崎市、大阪市中央区で登下校の児童を巻き込む交通事故が相次いで起きた。こうした事態を重視した政府も、重い腰を上げて全国の公立小学校と公立特別支援学校小学部など、通学路の緊急点検を行うよう通達しました。それは、通学路の安全にかかわる国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁が密に連携するとともに、現場レベルで道路管理者の県や市町村と市町村教育委員会、学校、地元警察署、保護者らが参加する合同点検であります。全国各地で8月までをめどに実施されたと思います。

本町ではどのような対策を行っているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 8番桐原議員のご質問にお答えしたいと思います。

古内小学校につきましては、廃校となってから1年半が経過しておるわけでございます。その跡地の活用につきましては、学校跡地利用検討委員会を設置して協議しているところでございます。委員会の付託からは、幾つかの提案されている事案があり、委員会の中で検討していると聞いておりますが、詳細につきましては、検討委員会の委員長である副町長のほうから答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、現在、城里町として古内小学校の跡地に、サービスつき高齢者向け住宅の取り組みはないのかというようなご質問もございましたが、民間企業などからの申し込みがあれば、学校跡地利用検討委員会において検討をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、町の健診に、胃がんの発症の要因とされるピロリ菌の検査を導入してはどうかというようなご質問がございました。本町では、毎年40歳以上の方を対象に、胃がん検診を実施しております。平成23年度におきましては、対象者7,460人に対しまして、982の方が受診いたしまして、割合で申しますと全体のわずか12%という受診率になります。

ピロリ菌検査は、血液検査ですので容易に受診できますが、陽性率が高く、受診者の半数以上が精密検査にいくと聞いております。また、県内でも実施している市町村はないようでございますが、いずれにいたしましても、国のがん検診に関する検討会の中でもX線検査による胃がん検診については、死亡率減少効果を示す根拠もあり、対策型検診として実施することが適当であるという結果が出ております。

したがいまして、本町においては、胃がん検診のさらなる受診率向上を図りまして、その後、ピロリ菌検査についても検討してまいりたいと考えております。

次に、5歳児健診についてというようなことでのご質問でございますが、本町において、5歳児においては大半が幼稚園、もしくは保育園に通っている現況でございます。いずれの園におきましても、毎日児童の状況を教諭、保育士が観察し、気になる児童がいる場合には問診票によりスクリーニングをしており、関係機関に連絡が入るようになっております。その後、保健師による個別相談及び個別指導を実施しております。

また、水戸保健所においては、心理相談員、保健師による児童発達相談等も実施しております。これまでは、対象となる児童も毎年1人程度であったため、実施に至らなかったのが現状でございます。

県内では、5歳児健診を実施している市町村は行方市のみでございまして、導入につきましては、今後の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全対策についてでございますが、通学路の安全対策につきましては毎年行っており、今年は8月22日に水戸土木事務所、笠間警察署、そして小学校の関係者とともに現地確認を行いました。その後、各小学校学区内において、危険度の高い2カ所をそれぞれ選定し、合計10カ所について、道路改良、速度規制、通行制限や横断歩道の設置等を各方面に要望したところでございます。

今後とも、通学路の安全確保について努力してまいりたいと考えております。詳細については、教育長のほうから答弁させます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 副町長小山一夫君。

〔副町長小山一夫君登壇〕

○副町長（小山一夫君） 学校跡地等利用検討委員会委員長ということで、桐原議員の古内小学校の活用についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

旧古内小学校の活用につきましては、民間企業からの提案がございます。現在、学校跡地等利用検討委員会で審議中でございます。まだ、審議中でございますので、なるべく早く委員会としての取りまとめ等をしたいというふうに考えております。

したがいまして、企業名や内容につきましては、現在審議中ということで差し控えさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 先ほどの8番の桐原議員について、通学路について答弁させていただきます。

町長からもございましたように、通学路の安全点検あるいは確保というものは、児童・生徒にとって大変大切なことでございます。各学校では、先生方初め保護者、さらには地

域の方々のご協力のもとに、登校、下校の安全を図っております。

おかげさまで、現在まで大きな事故も起きなく、無事に過ごしていることは私どもにとっても大変ありがたいというふうに考えております。

先ほど町長から答弁ございましたように、ことしは国の指導もございまして、全国的に8月までに調査をもう一度し直しなさいという指示がございまして、各小学校ごとに危険地域というふうなものは、学校によりましてはもう10カ所以上というふうに、非常に多岐にわたっているんですが2カ所に絞りまして合計10カ所ですか、先程ありましたように、県の出先機関を含めた警察、さらには地元のPTA等のご協力を得て検査してまいりました。10カ所ございますので、一例として具体的に1つのところだけ報告させていただきたいと思っております。

石塚小学校学区で、危険の多いというふうなものの2つに指示された1カ所、靖光保育園からジュン歯科への町道でございます。道幅が狭くて、朝夕の登下校に交通量が大変多いということで、これも今までずっと言われていたところなんです。本来なら、道路が拡張し、朝夕の通行制限というふうなものがかけられればいいところですけども、現在においては、町道ではございますけれども一挙に拡張するというふうなことは無理だということで、一時避難的な方法として、現在私どものほうでは、朝7時から8時にかけて車両の進入禁止ができないかということをお願いしております。これも、すぐに実現するかどうかはわかりませんが、児童の安全のためにこれからも努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 8番桐原健一君。

〔8番桐原健一君登壇〕

○8番（桐原健一君） 答弁ありがとうございます。

2回目の質問に入ります。

旧古内小学校の活用につきまして、古内小学校ばかりでないんですけども廃校になった小学校、5校あるわけでありますが、今副町長さんのほうから、跡地利用検討委員会でまとめているということなんで、これはよろしくお願ひしたいと思っております。

本当、町民の皆さん、空き小学校どうなっちゃうのかなというのが心配になっておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

胃がん撲滅の対策については、ピロリ菌検査について検討していくという、今答弁ありましたので、本当に胃がんの早期発見ということが一番大事だと思いますので、ぜひとも牛久市に続いて城里町で導入していただきたいと思っております。

このピロリ菌検査には、ABC検査という検査があるみたいなんですけれども、ピロリ菌のABC検査を導入していただきたいと思っておりますが、これについて一言聞きたいと思っております。

5歳児健診について、県内で行方市のみだということではありますが、今後の状況を踏まえながら検討していくということでもあります。今、100人に6人、いわゆる6%の方が発達障害と言われております。発達障害の子供を持ったお母さんは、うちの息子、娘に限ってという、そういうなかなか相談しづらい面があると思いますが、ここにやはり相談したい人もあるわけです。町において、相談窓口を月に1回か2回設けることができないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

最後の、通学路の安全対策についてでございますが、8月の暑い中、通学路の緊急点検、本当にご苦労さまでございました。まだまだ、県道において、歩道が消えている箇所、結構危険な箇所があると思います。また、今の時期、県道で歩道に草が覆いかぶさって、車道を通りながら歩道を通るという場合もあります。そういうことに対して、県のほうに指示しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長田口喜一君。

○健康福祉課長（田口喜一君） それでは、桐原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、ピロリ菌検査につきましては、ABC検査を導入してはどうかというようなご質問でございますが、料金が1人当たり2,500円掛ける消費税ということで2,625円かかると聞いております。これらにつきましても、先ほど町長が話をしましたように、胃がんの健診率が城里町におきましても12%という低い状況でございます。それらにつきましても、もっと拡充しながら利用率を上げていくことも大事だと思っておりますので、その点につきまして今後検討していきたいと考えております。

それと、子供5歳児健診でございますが、城里町におきましても年に3回、5歳児健診という名前ではありませんが、子供相談会ということで実施してございます。実施状況につきましては、21年度が14件、22年度が9件、23年度が13件利用しております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 8番桐原議員さんのご質問にお答え申し上げます。

通学路において、地域の住民の方々のお力ではどうしようもないという、例えば道路を拡幅しなきゃいけないとか、信号をつけなきゃいけないとか、そういうことにつきましては、公的機関を介しまして、私どものほう町として、小学校や中学校と一緒に申請しております。ただ、枝打ちとか通路のために雑草が出ているというふうなところにつきましては、私ども教育委員会も通学路を点検しておりますので、必要に応じては職員を向けて雑草等を取り払うというふうなことを行いますが、場合によっては地域の住民の方々のお力をかりて整備するというふうな形で努めてまいりたいというふう考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 8番桐原健一君。

〔8番桐原健一君登壇〕

○8番（桐原健一君） 答弁、まことにありがとうございました。

今後、本当に町の子供の安心・安全のためにも、いろいろな点検をしながら改善していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、8番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、6番加藤文夫君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番加藤文夫君。

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） 6番加藤文夫君でございます。

私は、大きい課題として3点ほどご質問させていただきます。

最初に、空き家対策についてでございます。

私も今までは余り気にしないで町内を歩いていたのですが、昨年3月11日以降、震災によって城里町内においても他町村同様に災害を受けたところでございます。私も気にしていなかったのですが、やはり事故後、ブルーシートの屋根が多くなってきました。空き家というのも数多くある中で、やはり空き家はブルーシートがなされていないということでございます。

一般家庭のブルーシートは、1年半たちましたけれども、だんだん少なくなっておりますけれども、空き家はもともとブルーシートもありませんでした。そういう状況のもとで、雨、風、その他のことによりまして、相当、家屋が壊れてきたような気がいたします。

空き家の理由としては、少子高齢化や核家族化によってだんだん家が利用、使用されてこなかったのではないかと思います。しかし、この使われないうちでも、やはり家族のお子さんなりお孫さんなり、城里町内外に住んでいるはずではないかと思います。

危険と見られる建物におきましては、防犯、防災のほか、雑草が生い茂る箇所やかかわら屋根が落ちるといふ、そういう苦情が役場さんにも相当行っているのではないのでしょうか。

町では、火災予防条例や環境美化条例という条例に対応していると思われませんが、それでも何ら変化がないように見受けられますが、どのように指導しているのか、お伺いいたします。

1点目よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 6番加藤文夫君議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

町内の空き家、危険住宅の管理について町の指導はどのようなことをしているのかというようご質問だと思います。

民間の住宅が安全住宅なのか、危険住宅なのか、その管理につきましては町ではまだ行

っていないのが現状でございます。しかし、公道に面している家屋等が一目瞭然に危険であると判断できる場合には、通行上の安全確保の面から、さらには防災の面からも所有者に対し、屋根がわらや木材の崩落防止等をお願いしているところでございます。

昨年の東日本大震災以降、町内に危険住宅と判断できる物件が見受けられましたので、口頭により、屋根がわら、木材の崩落の防止対策を数回お願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、住宅を含む家屋につきましては、それぞれの所有者が存在するわけで、安全対策につきましてはその所有者をお願いしなければなりません。このようなことから、今後も所有者に対しましては、強くこの対策をお願いしてまいりたいと思います。

詳細については、担当課長のほうからも説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 空き家対策につきましては、ただいま町長のほうからご答弁申し上げましたけれども、もう数回にわたりまして口頭で屋根がわらの崩落防止、倒壊等の防止をお願いしたところでございます。

なお、国県道に面している家屋につきましては、水戸土木のほうでも対応してございます。電話等でやはり崩落の防止等をお願いするほか、道路パトロールの際に、崩落したかわらを歩道わきに寄せるといような作業をしたと聞いております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） 2回目の質問に入らせていただきます。

先ほど、桐原議員もちょっと言ったことにつけ加えるような形になりますけれども、やはり屋根の近くを小学生、大人でも同じなんですけれども、この近くを通った場合に、万が一、地震が起きて事故に遭ったということになりますと、この補償というのはやはり町では補償し切れないでしょうから、当家のほうに補償すると言い切っておられるんでしょうか。

2点目お願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） ただいま、補償の面についてご質問がございました。

1回目で町長のほうからご答弁申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、それぞれの家屋につきましては所有者が存在するわけでございます。このようなことから、それらに伴います、それら災害に伴います補償につきましても所有者というふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 6 番加藤文夫君。

〔6 番加藤文夫君登壇〕

○6 番（加藤文夫君） 1 点目の空き家についてはこれで終了させていただきます。

続きまして、2 点目の道路事業についてでございますけれども、私たち日常生活において天災、人災に悩まされていることが多いのであります。わけても、水害は日本の宿命と申せ、毎年脅かされています。

このような災害に対し、何らかの対策と申しますか、無論、完璧な対策があれば人類の幸せがまことに大であります、なかなか完璧な対策方法はありません。しかし、創意と努力によりましては避けることは不可能ではありませんが、特に水害、火災の場合には日ごろの対策が思わぬ大きな効果をおさめた事例が数多くあります。

本町におきまして、ことし5月の豪雨につきまして、冠水した道路、土砂により通行止めになった箇所が数カ所あると聞いております。これも、民間会社の協力のもと、復旧しておりますけれども、こういう箇所につきまして早急にやったせいなのかどうか知りませんが、ちょっと道路事情が悪いという箇所がもう既に出ているのですが、このような問題につきましてどのようにお考えでしょうか。1 点お願いいたします。

2 番目としてですけれども、拡幅工事の場合ですけれども、これは私も余り知らずに通っていたんですが、城里町内におきまして4車線バイパスができるということになっております。ある程度までは、立派な道路ができてきたのではなかろうかと思えます。

そういう今までの経緯の中でも、S字カーブとかその他等々曲がっているカーブを直線道路にしたために、未利用地というんですか、少しカーブのところが残ってしまって、そこが、当時は車の休憩地みたいになっていたんですが、いつしかごみ捨て場になってしまって、今はごみ捨て場というものが問題化されておりますので、ガードレールというふうになってきているわけですね、ガードレールで入らないようにされているわけでございます。

しかし、そのガードレールを設置するほどのお金があるのであれば、もっとほかの道路も作っていただきたいというような人が私のところに来たわけでございます。というのは、やはり少しでも道路を拡幅していただきたいというのが、区長さんからの要望だと思えます。しかし、やはり直線通りにこだわってしまいますと、そういう場所が数多く出てきますし、やはり無駄なお金が出てしまうことが多いと思えます。それを防ぐために、できるだけそれをなくして、旧道ですか、曲がってはおりますけれども、もう生活道路の一部が約1.8メートルくらいのところが4メートルぐらいに拡幅されれば、相当十分な利用価値があるのではないかと思えますので、そういう点は配慮していただきまして、曲がった道路は曲がったなりの拡幅されれば利用価値が十二分ではなかろうかということをお願いしたいと。

今後ともそういうことをお願いしたいと思っておることを、2番目の質問とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 道路事業につきまして、冠水する町道の改修についてというようなことでご質問があったかと思えます。

冠水する町道の改修につきましては、車両と歩行者の良好な通行空間を確保できるよう、基本的には道路の排水の整備をしっかりと行ってまいりたいと考えております。しかしながら、地形条件や排水を流す先の条件、用地取得の進捗状況などによりましては整備が困難であったり、整備の期間にかなりの年数を要する場合がございます。町道におきましては、通行止めにならないような規模の冠水は、それほど多く発生していないものと認識しておりますが、雨が降った際には水がたまってしまう箇所もございますので、排水整備事業による流末の確保や定期的な側溝の土砂払いなどにより、町道の冠水を防止してまいりたいと思っております。

また、バイパス道路みたいな大きな国道、県道になりますと、余り曲がった道路でというのでもできないわけでございまして、町といたしましては、道路の安全性、利便性の向上を最優先に考慮した上で、利用者である地域の方々のご意見を伺いながら、計画、整備を行ってまいりたいと考えております。

冠水した地域につきましては、担当課長のほうから答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 6番加藤議員のご質問にお答えいたします。

高久地内で、5月の連休中に町道の冠水があったということでございますけれども、5月の連休中、大雨によりまして高久地内の町道が冠水しまして、半日以上に亘りまして通行止めとなるような事態がございました。こちらは、隣接している工場敷地内、開発で設けられた工場敷地の中に開発の際に排水溝を設けていただいたんですけども、そちらが枯れ葉などによって詰まってしまいまして、その敷地内にたまった水が町道に達して、延長80メートルほどにわたって冠水してしまったというようなことが原因でございました。

このため、こちらの工場に対しましては、排水の維持管理をきちんと行っていただくようにということで、改めて町のほうから依頼を行っているところでございます。

町長の答弁のほうにもございましたけれども、排水の整備事業による流末の確保、それから、限られた予算の中ではございますけれども、定期的な側溝の土砂払いを行いまして、町道の冠水防止に努めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それと、拡幅工事をする場合に、現道をできるだけ利用しての改良工事にならないかというご質問についてでございますけれども、カーブの急な道路を改良する場合には、生活道路でありましても基本的にはカーブを緩くして、安全で使いやすい道路にすべきかとい

うふうに考えております。この場合、なかなか両わき等に拡幅するというのが難しいケースもございます。現地の状況によりましては一部が未利用地として残ってしまう場合もございます。このやむを得ず未利用地ができてしまった場合には、ごみ捨て禁止の看板の設置などによりまして、良好な道路環境を維持してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） ありがとうございます。

続きまして、3番に入らせていただきます。

バス通学ですけれども、これちょっと雑誌を読んだものですから、そのことを読み上げてみます。ある雑誌の記事を見まして、ある小学校では、校庭に信号機を設け、ドッジボールを自動車に見立てて車を避ける訓練をしている話とか、田舎から都会へ転勤して来られた教師が、都会の子供たちはやせていて何となく元気がない様子だけれども妙に敏捷であるとか、道路が危ないので男の子が部屋の中でおはじきをしたり、弟を相手にけんかして過ごす、けんかが遊びのかわりをしているという指摘が雑誌に載っておりました。

これとは直接結びませんが、このバス通学6年間、1年生はまだ始まったばかりですので、1年生が6年間バス通学をしますと、やはり徒歩で通学している方との差が出てくるのではないかと思います。1年目でそれほどはないんですけれども、それと同時に、今後どのような体力づくりをしていくのかということをご質問したいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 加藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

徒歩通学者とバス通学者の体力の差につきましては、調査を行っていないのが現状でございます。今お話がありましたように、また1年ちょっとのそういう中でのことでございまして正確なデータを持ち合わせておりませんが、そういう点につきましては、これからの危険につきましては、教育長のほうから答弁させますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

確かに、スクールバスとそれから徒歩で歩いている方の子供たちの体力の違いというのは、長い間の中には差が出てくるのかなという気もいたしますが、現状では今のところ差がないのが状況でございます。そういう中で、学校の中で体力の差ができないような方法でやっていかなければならないと思っておりますので、その点につきましては、教育長のほうから答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 加藤議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

ご指摘がございましたように、バスの通学者と徒歩で来ている子供たち、体力測定というのをやっているんですが、それぞれ区別して統計というのは残念ながら今のところとっ

ておりません。場合によりましたら、これから必要があれば調べたいと思います。

ご指摘にございましたように、確かに体力差があるというふうなことは肌では感じていますが、それじゃどうしたらいいのかというふうなことで、これはことしの3月の議会のときに、三村孝信議員さんのほうから、再編後の小学校の現状と課題についてどういうふうなことを取り組むんだというご指摘を受けまして、私どものほうで4点を目指して各学校に指示をしたいということでお答え申し上げました。

その1点が、いじめのない円滑な交友関係をとってほしい、2番目が、交通事故の防止と安全教育に努めてほしい、3番目が、バス利用によって運動量が減少するでしょうから体力づくりをお願いします、そして4番目に、保護者等の不安解消のために学校だよりなどの多くの発信をしていただきたいというふうなことで、去年から今年にかけて、各小学校でいろいろな努力をしていただいております。

一例として、今小学校はご存じのように、午前中1、2、3、4と4こまあるんですが、1と2の休み時間と3と4の休み時間は時間が実は違うんです。1、2は5分間ぐらいですぐ次の授業が入っちゃいます。そして、3時間目と4時間目もやはり5分ぐらい、2時間目と3時間目が約15分から場合によっては20分くらいとると、それを業間というふうに呼んでいます。そこで、多くの学校では、天気がよければ外に出て、グラウンドに出て駆け足をなささいというふうな指示をさせています。

それからそれが、たまたま雨でだめだったというふうなこともあるんですが、それ以外に特別に週1回ということで、各学校でローテーションを組みますと、延長の昼休み、いわゆる長い昼休みをとることができます。給食が終わって約45分ぐらいの休み時間の間に、具体的には縦割りの班や学年別でリレーをさせる、それも全員でリレーをさせるとか、それから縄跳びをやらせるとか、さらにはいろいろな遊びをみんなで工夫してやるとかというふうなことで、相対的に体力測定の結果を見ましたところ、23年から24年、小学校全体ですけれども、大きく下がったというふうなことは現在においてはありませんでした。各小学校で一生懸命やってくれているんだなというふうに感じております。

簡単ですけれども、以上よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） 今、教育長が言っておりました学校での体力づくりですけれども、私の知っている範囲では、名前出しちゃっていいのかどうかわかりませんが、沢山小学校がトラックを3周して、先生も含めて3周して、最後の1周、2周はある程度ジョギングぐらいでいいらしいんですけれども、3周目は全速力で走るといいますか、トラック1周を走るといようなことをやっているというのが、私の近くにいるお子様から聞きました。そういうわけで、そのお子様が喜んだのは、ただ、だれちゃんよりも速くなったと自信を持っていたんで、やはり毎日そのことをやっているせいなのかなと私は思っております。

す。

やはり、そういうことも全小学校で実際にやっているところはそれなりのことをやっているのかを再質問したいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 加藤議員さんのご質問にお答えします。

今ございましたように、沢山小は、かなり校長さんが率先して運動づくりをしようというふうなことで、校長みずから先頭に立って走っています。その効果は子供たちにかかなりいい影響を与えていまして、年配の先生方もいらっしゃるんですが体力に応じて走ってくださいというふうなことで、全員が外に出るということをなさっているそうです。速い、遅いは別にしまして、教育の基本としては教師が見本を示してあげるというふうなことは大変すばらしいことなのではないかというふうに考えています。

それ以外の小学校でも、先ほど言いましたように、石塚小学校なんか、これはバスじゃないんですけども、ただあの学校は人数が多いんで、体力がある子とない子の差が実はかなり激しいんです。それで、ふれあいタイムというふうな1週間に1回時間をつくって全員がやって、実際には石塚小は去年と今年を見ますとかなり体力がついてきました。そういうのはやってもらうことによって、実践によって成果が上がるんだというふうに考えております。

ただ、統計にマイナスが出るときがあるんです。それは、かなり活発な6年生が卒業しちゃってちょっと弱い1年生が入ってくると、学校全体のレベルとしてはそのハンディがちょっとついてしまうというふうなことがございます。ですから、余り数字にとらわれなくて、実際にどういうふうなことをやっているのかということをおどもは細かく指導させていただきたいということで、答弁にかえさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） ありがとうございました。

教育長からもお話がありましたのも、私が質問しましたのも、全員が徒歩通学の学校でしたけれども、やはりあとの3小学校に関しましては、やはり徒歩とバス通学の方がおりますので、できるだけ沢山小学校、もしくは石塚小学校に似たようなことの行事なり、そういう体力づくりのほうに進めていくように指導していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、6番加藤文夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、3番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めます。

コミュニティセンター、旧常北区ですね、今の城里コミュニティセンター2階の図書室についてであります。

震災後、2階には総務課、企画財政課等が入ったために書籍等は坏小で保管しているということで、図書室の機能が使えなくなったということで、その蔵書については、一般書で2万4,000点、それから児童書で1万点、DVDで370、それからビデオで700点、合計約3万5,000点の蔵書があるということです。

その保存状態と、今後の取り扱い等について答弁をお願いします。

それから、本年度、設計、そして来年度には城里町役場の新庁舎を建設ということでありまして、再来年にはコミュニティセンターもかつてのような状況に戻るのかなというふうに感じているんですが、その2階の図書室はもとに戻す考えがあるのか、それとも外へ移設するのか、お尋ねします。

第3点、これ2番に関連あるんですが、コミュニティセンター2階に戻すというのであれば、将来の町の計画ということになるんですが、今、石塚小学校西側の畜連の跡地では学童保育が行われています。10年ほど前、手狭となったため、スーパーハウスをもう1棟増築して今のような状況になっているんですが、10年を過ぎて施設も老朽化、それと見た目も余り教育環境に配慮されている建物ではないというふうに感じています。ただ、非常に学童保育の関係の方には大変頑張ってもらっていて、夏休みも子供たちの声が絶えることがないというような状況であります。

ですから、今後こういった状況で、町としては生涯学習の拠点となる図書館、それから学童保育をする児童館等を畜連跡地等へ考えてはどうかということをご提案して、町長の答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 3番三村孝信議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

3月11日のあの震災以降、このコミュニティセンターを我々職員が占拠したような形でやっているわけですが、そういう中で、その中にコミュニティセンター図書室の蔵書ということがございましたが、その蔵書につきましては、今整理して坏小学校のほうに保管しております。状態は良好なままで保管しているわけですが、当時の新刊本等につきましては既に桂図書館で利用しておりますが、今後の取り扱いといたしましては有効に活用してまいりたいと考えております。

それから、新庁舎完成後の図書館をもとに戻すのかというようなご質問かと思いますが、既にご承知のとおり、東日本大震災における弊害に、被害に伴い、役場本庁舎が取り壊され、コミュニティセンターを仮庁舎として今事務を行っているところでございます。その後の本庁舎建設に当たり、検討委員会の中でご審議をいただきましたが、新庁舎の建築面

積は極力縮小し、建築費用を安価に抑えるべきであるとのご意見をいただきました。あわせて、町民の利便性を考慮し、分散化している行政機能の一極集中を図ってまいりたいと考えております。

そのため、現在、執務スペースとしているコミュニティセンターの2階、さらには3階に幾つかの部署を配置して、新たに建設する庁舎の床面積を極力縮小することで設計を進めているところでございますが、移設のお話ですが、今後は新庁舎が完成し、また新たにコミュニティセンターに入室する部署が決まった時点で、図書室の設置につきましては、私は前向きに検討してまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

それから、石塚小学校の西側の畜連跡地の件でございますが、ここで学童保育が行われております。議員が申されるとおり、プレハブのハウスで通年学童保育を実施しております。このようなことから、この敷地の一部は子供たちの遊び場となっております。また、石塚小学校の各種行事の際には、多くの父兄が駐車場として利用しているなど重宝されており、これらのことを考慮すると新たな建築物の建設は困難な状況であると考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、図書室については前向きに検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） まず第1点ですが、良好な状態で保存してあると、新刊書は桂で使っているということで了解しました。

ただ、その2点目なんですけど、前向きに、町長検討するんであればもう今から考えてくださいよ。庁舎に全部課が入ってから後から図書室どうしようかなんてね、あいたら、余ったらその部屋にしようかなんていうんじゃ話にならない。それは前向きとは言わない。わかりますか。

それと、なぜ私がこの図書室にこだわるかというのは、実はこのコミュニティセンターができたときの蔵書2万冊を選ぶというときの図書の選定委員をやったんですよ。大変な作業だったんですが、やっと旧常北町に図書室、図書館ができるということで非常に喜びを感じました。

実際、震災前は、年間1万5,000から1万7,000ぐらいの貸し出し冊数なんですよ、コミュニティセンター。やはり、夏休みとか冬休みとかそういうときに子供も使うし、また、視聴覚類の利用もあったわけですよ。これ、私がちょうど町長していたときにDVDを入れたんです。予算をその当時100万とって、これだけあれば300本ぐらいは何とかかなるかなと言ったら、著作権の関係で何と3,500円ぐらいのDVDがその3倍するんですよ、図書館で使うとなると。100本ぐらいしかその当時用意することができなかった。しかし、

それを用意して見てもらおうということをやったんです。やはり、こういう施設がなくなるということは非常に残念なことなんです。

私は、合併のときに、町長と一緒に合併協をやった中で、七会の地区を大事にしなきゃいけないということを私が言いました。それは、やはり七会にも同じような施設が必要なんです。水道だって同じですよ。だから、一生懸命引いたわけですからそこをぜひ酌んでください。これは譲れないところなんです。

次に、石塚小学校の、これはさすがに私もすぐに、よし作りましょうというのは期待していません。ただ、この学童保育の施設等もちよっと見直してあげたらいいかなと思ってます。遠くから見たら、私んちが近いんで選挙事務所みたいな感じに見えちゃう。これはやはり、情緒を育てるわけですからそういうところも考えて、もう10年過ぎましたからね、ぜひお願いしたいなと思います。

それと、小学校で駐車場に使っているから建物が建てられない、駐車場等に使うんでね。これは認識を改めてほしい。それは、小学校というのは基本的にいえば、石塚小学校なんというのは子供はみんな歩いてくる場所。親ですよ、車で暑いからってやってくるのは。水戸の小学校どこに駐車場があります、みんな自転車で来ますよ。それぐらいの指導はしていい。教育は毅然としたらいい。甘やかしてはいけないという気持ちを持っていますよ、親にしても。

まとめます。ちょっと、町長これはよく頭に入れておいてくださいよ。桂の図書館は8億近くかかっている、8億。当時、私は思いました、桂村は8億かかった図書館をよくつくったと。これ、反対もあつたはずですよ、議会でも反対はあつたと思います、村民にも反対はあつたかもしれない。しかし、決断をしたんです、時の首長は。そして、着工をしたんですが、総工費を見れば、地総債で5億それから過疎債で1億、それから県補助で1億4,000万ということは、一般財源からの持ち出しは6,500万ぐらいなんです。だから、上手に補助金やそういったものを使って、常北地区に図書館がつかれないとかそういうことじゃなくて、ぜひそういう補助金を使ってやってもらいたいということを切に要望します。

町長、最後になりますが、大洗町の町長選挙が終わって小谷町長が5選ということ。大洗町は、災害復旧を評価したのとその継続を望んだんだと思うんですよ。町長も再出馬するということを明言されている中で、災害復旧、これも迅速にやりましたよね。

それで、今度はこの町は、今度こそ町長が当選すればその次の年あたりが10周年を迎えるわけですよ。これは、やはり10周年ということは、いろいろな面で変化の年であってほしいなと思っているんですよ。それは、一例を挙げれば、ここで行事を挙げるのは弊害があるかもしれないけれども、あえて言うと、町民運動会、もう何十年やっているんですか。しかも、全体の区の3分の1は出てこない。これをまた続ける、これを変えたらいいですよ、大胆に変えなきゃいけない。それはちょうど10周年、チャンスですよ。ぜひ、町長

の手でそういうことを推進して行ってほしいということを切に願って、答弁しますか、じゃしてください。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 三村議員とは、前に合併のときにいろいろ一緒にやってきました。そういう中で、本当に三村町長が親身になってやっていたわけでございます。そういう中で、本当に合併が成功するかしないかは、そういう過疎地域が喜んでくれるかどうかというようなことを三村議員が言ってくれたのを、私もはっきりと覚えております。それは、地域がそういうことで、みんな合併したことに対して喜んでくれるということが合併の一番の成功の条件だというようなことを言ってくれた、そういう思いを今、思い出しているところでございます。

ただいまお話がありましたように、この図書館につきましても、私もこの間ロビーのほうを見ましたら、子供らがあそこで、ちょっとしたイスの上で五、六人で宿題をやっていたというようなことにも出くわして、ここで宿題をやっているのかというような、そういう思いをして、これは図書室を、その中で夏休み、あるいは冬休みにも学べる場所をつくらなければならない、そういう思いを新たにしているわけですが、新しい庁舎ができる範囲の中で実際に整備していきたいと思っておりますので、これは了解していただきたいと思っております。

それから、先ほど駐車場の件につきましては、そういうことで、これからPTAとかそういうところと話し合っただけで決めていかなければいけないと、こう思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、来年が合併10周年というような中で、どのような計画を立ててやっていくかということにつきましても、それはそういう声に対応を持ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） 終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、3番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、1番菌部 一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） 質問に入る前に、本日で東日本大震災が発生してから今日で1年半がたちました。その被害によりまして、1万8,000人以上の死者、行方不明者を出し、多くの建物、財産、生産基盤が失われました。現在も34万名の方が仮住宅等で避難を余儀なくされております。亡くなられた方のご冥福と一日も早い復興を願うものであります。

また、本町においても、多くの町民の方の家屋、財産に大きな被害が発生いたしました。

本庁舎も大きな被害を受け、現在は取り壊され、新たに町民サービスの拠点となる庁舎建設が進んでいるわけであります。

町民生活に必要な道路、上下水道も大きな被害が出ましたが、町長先頭に全職員が力を合わせ、復旧・復興に努力された結果、ほぼ回復されたと聞いております。大変ご苦労さまでした。

それでは、質問に入ります。

第1問は、放射能物質の被害についてでございます。

昨年3月14日から15日にかけて、東京電力福島第一原発事故によりまして飛散をいたしました放射性物質により、本町農林業は大きな被害を受けました。昨年はもとより、今年もシイタケ等が出荷停止となっております。お茶においては、昨年は出荷制限、今年5月31日に出荷制限解除になったため、収穫等が大変おくれ、また、加えて風評被害により生産販売も大きな影響が出ておるところでございます。

これに対しまして、町としては生産者の方へどのように指導されているのか、お伺いをしたいと思います。

第2点は、シイタケ、原木等への損害賠償金のことでございます。

賠償に当たりましては、平成20年から23年、4年分の補償となるため金額も大きくなります。その点、税金や健康保険税に係る影響が大変心配されて、生産者の方も不安となっておりますので、その点、どのような課税方式になるのか、お伺いをしたいと思います。

第3点は、放射性物質の汚染による被害は、これからも続くことが考えられます。長期にわたっての生産者、後継者育成指導を町としてはどのように考えておられるのかをお伺いいたしまして、第1回の質問にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 1番の菌部議員の質問にお答えいたしたいと思います。

放射性物質の被害についてというようなことで、3月11日のあの事故におきまして、日本全国、本当に大きな被害を受けたところでございますが、この城里町におきましても大きな被害を受けたわけでございます。

原発事故による放射能汚染被害につきましては、いずれも本町の主要産業に大きな損害をもたらしております。特に、お茶とシイタケの生産農家にとりましてはいまだに損害をしており、東京電力からの損害賠償の請求額の全額が支給されていない状況にあり、いずれの農林産物につきましても、単年度の補償だけで済む問題ではないと思っております。

お茶につきましては、本年5月30日に出荷制限が解除されましたが、除染のための中刈り最盛期が過ぎてからの出荷となりましたので、収穫量は例年の6割程度と聞いております。また、シイタケにつきましてはいまだに出荷制限が解除されず、損害賠償についても全員に支給されていない状況にあります。

今後も引き続き、生産者さらには関係機関と調整の上、損害賠償請求とあわせ、本町の農林業の振興を推進してまいりたいと考えているところでございます。

お茶につきましては、茨城県茶生産連合会を中心に、出荷制限による損害、解除後の風評被害による損害、放射能物質の低減対策による減収をもとに損害賠償を検討しております。町といたしましても、各関係機関と連絡調整の上、生産者並びに生産部会の方に周知するとともに協力してまいりたいと思っております。

原木シイタケにつきましては、本年の植菌したものは、今後安全性が確認され次第、国の解除が進むものと思っております。汚染された原木の廃棄処分方法につきましては、国に一時保管場所として国有林も視野に入れた検討をされているようでございますが、いまだ明確な回答が示されていないのが現状でございます。場合によっては、今後一時保管場所として町有地の利用を検討せざるを得ない、そういう状況が生まれるかもわかりません。県や近隣自治体とも情報を密にしてまいりたいと考えております。

それから、このようなものに対しての賠償金につきましては、支払われた年の所得に係る収入金額として申告することになるわけでございます。3年以上の期間の損害賠償費が一括して支払われた場合には、農業の臨時所得として平均課税方式により申告することになるわけでございます。申告に際しましては、生産者の方々がスムーズに申告できるよう適切なアドバイスをするとともに、情報提供を行ってまいりたいと思っております。

また、それぞれのことにつきまして何か足りないことがありましたら、担当課長のほうからも説明させますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

3番の今後の生産者の後継者の育成の考えの展望はというようなことで、町の基幹産業であります農畜産、林業に携わる生産者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大につきましては、極めて深刻な問題でありまして、県内いずれの市町村でも大きな問題となっているのが現状でございます。

そのような中で、今回の放射性物質の被害に伴い、お茶やシイタケの生産農家の規模縮小や廃業にさらに追い打ちをかけるのではないかと心配をしているところでございます。早急を実施すべきことは、安全・安心な農産物の安定供給と、農畜産物の風評被害による価格低迷を払拭するためのPR活動を積極的に推進する必要を感じておるところでございます。

また、新規就農者の受け入れにつきましても、現在、国が進めております人・農地プラン等、積極的に活用し、農業経営で将来の夢が持てるような、さらには地場産業が発展するような応援をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 税務課長石川清純君。

〔税務課長石川清純君登壇〕

○税務課長（石川清純君） 1番菌部議員さんの質問に対してお答えしたいと思います。

先ほど、町長のほうから、3年以上の期間分の損害賠償が一括で支払われた場合には、平均課税方式により申告ができるというようなお話がございました。それで、この場合に若干要件がございまして、総所得の20%以上の所得があった場合には、損害賠償費があった場合には平均課税方式がとれるということでございます。この平均課税方式の適用によりまして高い累進課税の税率が緩和されます。生産者の方に過重な税負担がかからないような措置がなされてまいります。

また、住民税に関しましては、平均課税が地方税法の改正によりまして平成19年度に廃止されました。これによりまして緩和措置がございません。住民税率は一律10%となっております。

また、国保税等に関しましても緩和措置がございません。賠償額に応じて増額となります。ただし、それぞれにつきましては、最高限度額、賦課限度額が設けられておりますのでご承知いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番 菌部 一君。

〔1番 菌部 一君 登壇〕

○1番（菌部 一君） どうもありがとうございました。

お茶については、お伺いすれば、例年の6割程度のということで、大変、生産意欲が弱まっていますので、町のほうといたしましては、県と国とに働きかけていただきまして、よりよい補助金等利用ができれば生産者も力がわいてくるのではないかと考えております。

また、組合に入っていない10アール、20アールの小規模の生産者もおられるわけですから、行政側といたしまして、そのような方たちにも損害賠償等が得られるよう指導ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

シイタケ原木についての放射性物質の汚染については、先ほどお答えの中で、町のほうでも考えていただいているようなことですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、賠償金への課税に当たっては、課長のほうからお答えをいただきましたが、今回の原発事故という特有な事情も勘案されまして、これは法で決まっていることなんでしょうけれどもよろしくご指導のほうをお願ひしたいと思ひます。

その点で、再度お答えいただきたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 今、菌部議員のほうからいろいろお話がございましたが、産業振興という点につきまして、産業を重視ということで、それぞれ一生懸命やっておりますのでご指導のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 1番 菌部 一君。

〔1番 菌部 一君 登壇〕

○1番（菌部 一君） どうもありがとうございました。

これからも、放射能等の影響は続くわけではありますが、今私たちのほうの町でも田んぼの収穫等が始まっております。県南地域の米からは放射性物質は微量、不検出となり、出荷が始まっておるわけであります。9月7日の県発表によると、本町の米からもセシウム等は不検出とのことで生産者も大変安心しております。

去年は、悪いことばかりではなく、朗報もありました。ななかいの里の米が、静岡で行われましたお米日本一コンテストにおいても最優賞に輝きました。桂のレッドポアローもともに、ブランド品として町の認定を受けました。町長を初め、皆様には大変お世話になりました。

今回、質問させていただいたお茶、シイタケは、本来は町のブランド品となるべく、資質のある農産物と考えております。今回の放射線物質の汚染の痛手を思うと残念であります。これからも生産者の心情を行政として酌み取り、新たな意欲で生産に打ち込めるよう、さらに町長のご指導をお願いするものであります。

これで、第1問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、第2問に入らせていただきます。

第2問につきましては、町職員の町民に対する接遇についてお尋ねしたいと思います。

まず、町長の目から見て、現在の職員の方の町民に対する接遇は十分と思われるのでしょうか。また、年2回、広報しろさとで町民の声を聞いているというわけではありますが、どういうふうな反応があるのかお尋ねして、第1回目の質問をさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 職員の来庁者に対する接遇に、町長は現在満足しているのかというような、そういう質問かと思えます。

職員の接遇に対する心構えとしては、サービスに徹するという心構えが何よりも大事であり、そのための向上心というものをいつも気をつけて、マナー向上に向けていかなければならないと思っているところでございます。

そういう点では、全職員、マナーについて、私自身満足しているというわけではございませんけれども、一生懸命やっている職員もございますので、そういうのをこれからも伸ばしていきたいと思っているところでございます。

また、新庁舎もできることでもございますので、全職員、マナーにつきましては、マナー講習者といいますか、そういう方を呼んで、そして来庁者に対する接遇の件についても勉強会をさせてみたいと思っているところでございますので、よろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） 確かに、全部が全部ということではございませんが、ちょっと不

安なところがあったものですから質問させていただきました。

また、電話での対応なんですけれども、私も何度かこの機にかけさせていただいたんですけれども、やはりそのちゃんと電話を受けて役職とか名前を名乗って用件を聞くと、そういうことはちょっと、実際にされているのは半分以下なのかなとは思っています。

そういうことで、これからも庁舎のほうも新しくなるわけでありますので、やはり町民の方が庁舎においでになりましたら心からの対応で、そしてまた、気分のよい気持ちで、あるいはお帰りになってくださるような町の体制を望みます。全部が全部ではありませんけれども、これを町長おっしゃいましたように心に皆様方置かれまして、職員の指導に当たられることを心からお願いをいたしまして、私の質問の終わりとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で、1番菌部 一君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員方はサークル室Aにお集まりいただきたいと思います。なお、議員各位は議員控室のほうでお待ちいただきたいと思います。

午前11時35分休憩

午前11時50分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす12日は議案整理のため休会とし、13日は午後2時に議場において開会し、議案質疑から入りますので、会議10分前までに時間厳守の上、控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変暑い中、ご苦労さまでございました。

午前11時52分散会

第 3 日 9 月 1 3 日 (木曜日) 本 会 議

平成24年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成24年9月13日 午後2時02分開議

1. 出席議員

1番	菌部 一 君	9番	小林 祥 宏 君
2番	余水 紀 夫 君	10番	南 條 治 君
3番	三村 孝 信 君	11番	杉 山 清 君
4番	河原井 大 介 君	12番	三 村 由 利 子 君
5番	関 誠 一 郎 君	13番	小松崎 三 夫 君
6番	加藤 文 夫 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
7番	阿久津 則 男 君	15番	根 本 正 典 君
8番	桐 原 健 一 君	16番	小 坏 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	石 原 道 明
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	石 川 清 純
町 民 課 長	吉 田 一
保 険 課 長	茅 根 文 夫
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	高 松 輝 美
都 市 建 設 課 長	矢 内 勝 浩
下 水 道 課 長	富 田 和 明
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	関 谷 一 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	興 野 友 宣

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成24年9月13日（木曜日）

午後 2時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第39号 | 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第40号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第3 | 議案第41号 | 公有財産の取得について |
| 日程第4 | 議案第42号 | 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について |
| 日程第5 | 議案第43号 | 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について |
| 日程第6 | 議案第44号 | 城北地方広域事務組合の解散について |
| 日程第7 | 議案第45号 | 城北地方広域事務組合の解散に伴う財産処分について |
| 日程第8 | 議案第46号 | 平成24年度城里町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第9 | 議案第47号 | 平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第48号 | 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第49号 | 平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第50号 | 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第51号 | 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第52号 | 平成23年度城里町一般会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第53号 | 平成23年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について |

- 日程第16 議案第54号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第55号 平成23年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第56号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第57号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 陳情第2号 教育予算の拡充を求める陳情
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第23 報告第25号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第24 報告第26号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第25 報告第27号 平成23年度城里町一般会計継続費精算報告書
- 日程第26 報告第28号 平成23年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第27 報告第29号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

追加日程

- 発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号

議案第56号

議案第57号

議案第58号

陳情第2号

報告第25号

報告第26号

報告第27号

報告第28号

報告第29号

追加日程

発議第3号

午後 2時02分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人1名を許可いたします。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第39号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第40号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第41号 公有財産の取得について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第42号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第43号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第44号 城北地方広域事務組合の解散について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第45号 城北地方広域事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第46号 平成24年度城里町一般会計補正予算(第2号)について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第48号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第49号 平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第50号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第51号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定について

議案第53号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第54号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第55号 平成23年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第56号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第57号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、決算特別委員会に付託されておりました議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定についてから議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定についての審議結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

決算特別委員長小林祥宏君。

〔決算特別委員長小林祥宏君登壇〕

○決算特別委員長（小林祥宏君） ご報告申し上げます。

今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定から議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定の7件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

総務民生常任委員会は、9月5日午前10時から第二庁舎1階会議室において開催し、議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定所管分から議案第55号 平成23年度城里町介護保険特別会計決算認定までの4件について審査を行いました。

続いて、教育産業常任委員会は、9月6日午前10時から第二庁舎1階会議室において開催し、議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定所管分、議案第56号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてから議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定までの4件について審査を行いました。

2 常任委員会とも、審査は執行部より関係課局長等の出席を求め、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定から議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定の7件は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程において、各委員から出された主な質疑については、別紙報告書のとおりですので、ご覧いただきたいと思えます。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、ご要望、ご指摘につきましては、十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成23年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、議案第39号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第58号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

議案第39号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号 公有財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号 水戸地方広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産等の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号 城北地方広域事務組合の解散についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号 城北地方広域事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号 平成24年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号 平成24年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号 平成23年度城里町一般会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号 平成23年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第56号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第57号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第58号 平成23年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第2号 教育予算の拡充を求める陳情

○議長（小松崎三夫君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

日程第21、陳情第2号 教育予算の拡充を求める陳情を議題といたします。

本案は、9月4日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長杉山 清君。

〔教育産業常任委員長杉山 清君登壇〕

○教育産業常任委員長（杉山 清君） 教育産業常任委員会を代表し、9月4日に付託されました陳情第2号の審査結果について報告いたします。

9月6日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっております。また、文科省が実施した「今後の学級編制及び教育職員の定数に関する国民からの意見募集」によると、約6割の保護者が30人以下学級を望んでいます。それと同時に、OECD加盟国の中でGDPに占める教育費の割合は最下位の状況のため、大幅な教育予算の拡充を求められています。

このようなことから、将来を担い、社会の基盤づくりとなる子供たちのために教育は重要であり、行き届いた教育ができるよう、当委員会においては採択することに決定しました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第2号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりいただきたいと思っております。

なお、議員各位は和室でお待ちいただきたいと思っております。

午後 2時25分休憩

午後 2時42分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま11番杉山 清君ほか6名から、発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります11番杉山 清君より、発議第3号の趣旨の説明を求めます。

11番杉山 清君。

[11番杉山 清君登壇]

○11番（杉山 清君） 教育予算の拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

子供たちに豊かな教育を保障することは社会基盤づくりにとって極めて重要なことでもあります。

しかしながら、地方では独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが、地方交付税の削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっています。

教育予算においては、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国の中で最下位となっています。したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させ、将来の子供たちに豊かな教育を受けさせるためにも、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えます。議員各位の賛同を賜りたくここに提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これから質疑を行います。

発議第3号についての質疑を求めます。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長より内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣あて提出させます。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第25号 議会広報委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第23、報告第25号 議会広報委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会広報委員会委員長より報告を求めます。

議会広報委員会委員長三村由利子君。

〔議会広報委員長三村由利子君登壇〕

○議会広報委員長（三村由利子君） 議会広報委員会を代表いたしまして、去る7月10日に実施いたしました先進地視察調査につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、親しみやすく、読みやすい誌面づくりと編集技術の向上を目的とし、静岡県清水町へ議会広報の発行状況や編集方法について調査し意見を交換してまいりました。

清水町では、町民の皆さんに議会広報誌を読んでもらうための工夫として、ゆったりとした紙面づくりや写真を多く取り入れたりしております。

特に、表紙の写真では、町村議会広報全国コンクールで、表紙フォトグランプリ賞を受

賞するなど、すばらしい活躍をしていました。

編集に関しては、委員会を毎号3回ほど開催し、誤字脱字はないか、タイトルは目立つように大きく記載されているか、さらに専門用語があれば注釈を入れるなど、常に町民目線で編集校正に当たられております。

また、誌面においては、町民参加のきらりひと探訪と題し、清水町に在住、勤務または出身者で活躍している人物の紹介などを取り入れ、町民に興味を持つような記事となっております。

今後、城里町議会だよりを発行するに当たり、大いに参考となる研修であり、常に町民にわかりやすく溶け込みやすい議会だよりの編集が大事であるということを痛感した調査研修となりました。

以上、概要を述べさせていただきましたが、詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会付託の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも、町民の親しみのある議会だよりの作成にご尽力をお願いいたします。

報告第26号 議会運営委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第24、報告第26号 議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表し、去る7月25日に実施いたしました先進地視察研修についてご報告をいたします。

本委員会は、本町の議会運営の参考とするため、議会基本条例を制定し、議会報告会を実施している群馬県東吾妻町議会を視察研修してまいりました。

東吾妻町議会では、平成19年5月に任期が始まり、当初より議員間で、議会基本条例、自治基本条例制定の必要性について、委員会やそのほかの時間において意見交換がされてきました。

翌年、9月定例会中の総務常任委員会で、議会基本条例に関する意見交換、協議が本格的に始まり、12月の議会運営委員会において、議会基本条例の調査研究は、総務常任委員会とすることが確認されました。

以後、平成22年5月まで調査検討を重ねました。

また、平成22年3月に町内5会場で、定例会の報告、議会基本条例制定に向けて広く町

民の声を聞くため、内容説明会を開催し、同年6月の定例会において可決、10月1日より施行となりました。

さらに、平成23年1月と11月には、町内5会場で議会報告会が開催され、議案審議、答弁、請願、陳情の処理報告と参加者からの質疑意見を受け、町執行部につなぐとともに、議会においても検討、協議を行ってきました。

今年、11月に報告会が予定されています。このような取り組みは、今後の本町議会運営に大いに参考となる研修になりました。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただき、委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 大変ご苦労さまでございました。

今後とも、活気のある開かれた議会を目指しご尽力をお願いいたします。

報告第27号 平成23年度城里町一般会計継続費精算報告書

報告第28号 平成23年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率

報告第29号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第25、報告第27号 平成23年度城里町一般会計継続費精算報告書から日程第27、報告第29号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）については、後ほどご熟読をお願いいたします。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

10日間にわたりましての定例議会でしたが、今回、冷房装置の故障の中で、本当に暑い中での審議でしたが、本議会に提案いたしました議案20件につきましては、小松崎議長のもと慎重審議をいただき、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日、ご決定いただきました補正予算また諸議案等につきましては、今後速やかに執行してまいりたいと考えております。

また、議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考とさせていただきたいと考えておりますので、引き続き格別なるご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、秋本番を迎え、各種行事等が予定されております。議員各位におかれましては、残暑厳しく公私ともご多忙の中、城里町発展のため変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げまして、本定例会の閉会に当たってのごあいさつといたしたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は10日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始極めて熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町長におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました各位のご協力に対し、心から感謝申し上げまして、閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上をもちまして、平成24年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員